

# 寺院規則の変更をするには

寺院の移転により、事務所の所在地を変更するとき・責任役員や総代の定数を変更するとき・収益事業を行うときなどは寺院規則の変更が必要です。

**責任役員会を開いて議決（議事録作成）を経てください。**

※責任役員の定数変更の場合、旧定数で議決してください。

**総代の同意（同意書作成）を得てください。**

※総代の定数変更の場合、旧定数で同意してください。

**宗務庁に寺院規則変更承認申請をしてください。**

都道府県知事の認証を得てください。

●事務所の所在地の変更・事業の変更などの場合、登記の変更が必要です。

●責任役員、総代の定数や任期を変更するときなどは、登記の変更は必要ありません。

**法務局で登記をしてください。**

宗務庁に「宗教法人規則変更登記完了届」を提出してください。

※登記変更が必要な場合

**宗務庁に『宗教法人規則変更認証届』を提出してください。**

都道府県知事の認証書写しを添付してください

※上記登記変更が必要な場合は、同時に「宗教法人規則登記変更届」も提出してください。

**宗務庁に責任役員・総代定数変更の場合は、変更後の四種登録を提出してください。**

※責任役員・総代の定数変更の場合のみ。

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105